

総合取引約款・規定集

総合取引約款	P 1
証券振替決済口座管理規定	P 4
累積投資約款	P 6
定時定額買付サービス規定	P 8
特定口座規定	P10
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	P13
未成年者口座及び未成年者課税口座開設に関する約款	P17

株式会社関西アーバン銀行

総合取引約款

第1条【約款の趣旨】

この約款は、国債証券、地方債証券、政府保証債券（以下「公共債」といいます。）及び投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に関する取引についてお客さまと株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この約款に定めのない事項については、法令及び第2条各号に掲げる約款・規定（以下、この約款と併せて「約款等」といいます。）等に基づき取扱うものとします。

第2条【総合取引の利用】

お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（以下「総合取引」といいます。）をいつでも利用いただけます。

- ①証券振替決済口座管理規定
- ②累積投資約款
- ③定時定額買付サービス規定
- ④特定口座規定
- ⑤非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- ⑥未成年者口座及び未成年者課税口座開設に関する約款

第3条【申込み方法等】

1. お客さまは、当行所定の「証券口座総合取引申込書」に必要事項を記入の上、署名捺印し、これを当行担当部店（以下「取扱店」といいます。）に提出いただき、当行が承諾した場合に限り、前条第1号から第6号に係る取引を開始することができます。
2. 前項の取引の申込みをされる際、当行は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。
3. 第1項の申込書に捺印する印鑑を、総合取引に係るお届出印（以下「お届出印」といいます。）とします。お届出印は、第5条に定める指定預金口座のお届出印と原則として同一の印鑑とさせていただきます。
4. お客さまが第1項の申込みをされる場合には、次の申込みを同時にさせていただきます。
 - ①法令で定める「取引残高報告書」の交付について定期交付とすること
ただし、取引の都度「取引残高報告書」を交付することを希望される場合は、その旨をお申出いただけます。
 - ②第5条に定める指定預金口座の利用

第4条【届出事項】

お客さまには、総合取引申込時に、印鑑、住所、氏名、個人番号、法人番号等、当行所定の事項を届出いただきます。

第5条【指定預金口座】

1. 総合取引の申込みをされる際には、当行がお客さまにお支払いする金銭を入金等する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめ指定いただきます。指定預金口座は当行取扱店における普通預金口座又は当座預金口座とします。
2. 指定預金口座の名義は、原則として当行におけるお客さまの総合取引に関する口座の名義と同一としていただきます。
3. お客さまと当行の間で行われる総合取引に係る買付代金、手数料諸費用等については、原則として、指定預金口座より引落す方法により支払われるものとします。
4. お客さまと当行の間で行われる総合取引に関し、

当行がお客さまに対して支払うこととなった金銭（公共債に係る償還金・利子・換金代金、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等を含みます。以下同じ。）は、別途定める場合を除き、指定預金口座に入金します。

5. 当行が、前項の規定により、金銭を指定預金口座に入金するときは、取引報告書もしくは取引残高報告書（契約締結時等交付書面）等に入金額等を記載して送付しますので、その内容を確認ください。

第6条【取引残高報告書等の送付】

1. 総合取引の申込みをされ、証券振替決済口座に公共債又は投資信託の残高があるお客さまには、原則として3か月ごとに公共債又は投資信託に係る取引残高報告書を送付します。ただし、振替決済口座に公共債又は投資信託の残高はあるものの1年以上取引がないお客さまには、年1回以上送付します。
2. 前項にかかわらず、お客さまが取引の都度、取引残高報告書の交付を受けることを当行に請求されたときは、取引に係る受渡決済後滞滞なく交付するものとします。
3. 取引残高報告書等の記載内容に不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書等に記載されている連絡先まで直接連絡ください。取引残高報告書等の到着後、15日以内に連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取扱わせていただきます。
4. 当行は、第1項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。
5. 当行が届出のあった住所、氏名等にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第7条【指定預金口座の確認】

1. 当行は、第5条により預金口座の指定があったときは、お客さまに申込みの控えを交付しますので記載内容を十分に確認ください。万一、記載内容に相違があるときは直ちに取扱店にお申出ください。
2. 当行が前項の申込みの控えを交付した後の1週間は、振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みができないことがあります。

第8条【指定預金口座の変更】

1. 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出いただけます。
2. 変更申込受付後の取扱いは、第5条に準じて行うものとします。

第9条【手数料】

振込みに係る手数料は、当行所定の額をお客さまに負担していただくことがあります。

第10条【届出事項の変更等】

1. 総合取引の開始後に、お客さまがお届出印を失ったとき、又は印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは、所定の手続きにより、直ちに当行に対し変更の届出を行う

ものとし、

2. 前項により変更の届出があったときは、当行は、運転免許証、戸籍抄本、印鑑登録証明書その他必要と思われる書類等を提出いただくことがあります。なお、本届出後、変更の手続きが完了するまで、総合取引に関するお申込等には応じません。この間、保証人を求めることがあります。
3. 第1項に基づく変更手続きの完了後は、変更後の印鑑・住所・氏名等をもって届出印・住所・氏名等とします。

第11条【成年後見人等の届出】

1. 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
3. すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。
4. 前三項の届出事項に取消し又は変更が生じた場合にも、前三項と同様に届出てください。
5. 前四項の届出を怠り、又は遅延したことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条【反社会的勢力との取引拒絶】

総合取引は、第14条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は一切の取引をお断りするものとし、

第13条【免責事項】

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第10条第1項に定める変更があった場合で、その届出を怠り、又は遅延したことによって生じた損害
- ②当行所定の依頼書、諸届その他の書類（以下「書類等」といいます。）に使用された印影（又は署名）をお届出印（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて公共債又は投資信託の振替又は換金、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行所定の書類等に使用された印影（又は署名）がお届出印（又は署名鑑）と相違するため、公共債又は投資信託の振替又は換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、公共債又は投資信託の振替又は抹消、換金に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号に定める事由により公共債又は投資信託の記録が滅失等した場合、又は第5条に定める金銭の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥証券振替決済口座管理規定第16条に定める事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦当行が金銭を指定預金口座に入金した後に生じた損害
- ⑧電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第14条【解約等】

1. 総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、証券振替決済口座管理規定第4条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの公共債及び投資信託を他の口座管理機関へ振替ください。証券振替決済口座管理規定第7条において定める振替を行えない場合は、当該公共債及び投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①お客さまから総合取引の解約のお申出があったとき
- ②お客さまから、証券振替決済口座の解約のお申出があったとき
- ③お客さまが所定の手料金を支払わないとき
- ④お客さまに相続の開始があったとき
- ⑤お客さまが、約款等の規定に違反したとき
- ⑥第17条に定める約款等の変更不同意とされたとき
- ⑦証券振替決済口座におけるお客さまの公共債および投資信託の残高双方が一定期間以上ないとき
- ⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき

2. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまと取引を継続することが不適切である場合には、当行は一切の取引を停止し、又はお客さまに通知することにより、一切の取引を解約することができるものとし、この場合、当行は前項に準じて、お客さまの公共債及び投資信託については振替又は換金の手続きを行います。なお、当該解約により当行に損害が生じたときは、お客さまは当該損害額を当行に支払うものとし、

- ①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い

て当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

3. 前二項による公共債又は投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、公共債又は投資信託の償還金、換金代金、利子及び収益の分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

第15条【換金時の取扱い】

前条に基づき、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている公共債又は投資信託を換金するに当たっては、当行の定める方法により、お客さまの指示に従って（ただし、前条第2項に基づく場合を除きます。）、換金を行った上、金銭によりお返しします。

第16条【お客さま情報等の取扱い】

米政府および日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の交付をもって、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客さまの情報（米国納税者番号等）をお客さまが開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ①米国における納税義務のある個人、法人又はその他の組織
- ②米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第17条【約款等の変更】

1. 約款等は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。
2. 変更の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。
3. 前項の通知は変更の影響が軽微と判断される場合、当行ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。
4. 前二項の通知、掲載、公告が行われた後、当行があらかじめ定める日までにお客さまから異議のお申出がない場合は、約款等の変更に同意していただいたものとみなします。

第18条【合意管轄】

約款等に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第19条【購入時手数料および償還乗換優遇措置について】

1. 約款等に基づき、お客さまが開設された振替決済口座で保有するため投資信託を購入される際には原則として、当行制定の目論見書補完書面に規定する、当該投資信託所定の購入時手数料をお支払いいただきます。

2. 前項の規定にかかわらず、お客さまが以前から当該振替決済口座で保有される投資信託の償還に際し、当行が定める「償還乗換優遇措置」に定める条件の範囲内で、償還日の3ヵ月後の日の月末までに購入される場合には、前項の購入時手数料は無料とします。

3. 前項に規定する「償還乗換優遇措置」は、当行が取扱う投資信託の償還ごとに、実施の有無や、購入時手数料が無料となる条件を決定します。当行の取扱うすべての投資信託の償還に際して実施される訳ではありません。

以上
平成29年10月

証券振替決済口座管理規定

第1条【規定の趣旨】

1. この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う有価証券（以下「有価証券」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
2. この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債、投資信託受益権（以下「投信」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、一般債とは、当行が取り扱う債券のうち、国債以外のものをいいます。
3. また、一般債、投信の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
4. 当行は、相当の理由があるときはお客さまの証券振替決済口座の開設及びお客さまの有価証券の振替による受入れをお断りすることがあります。

第2条【証券振替決済口座】

1. 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別及び内訳区分、一般債、投信については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の振替証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
3. 当行は、お客さまが有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載又は記録します。

第3条【証券振替決済口座の開設】

1. 証券振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまは当行所定の「証券口座総合取引申込書」により申込むものとします。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
2. 当行は、お客さまから「証券口座総合取引申込書」による証券振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡します。
3. 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置及び日本銀行の国債振替決済業務規定並びに機構が定める機構の振替業務の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条【契約期間等】

1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
2. この契約は、お客さまからのお申出又は当行からの申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条【当行への届出事項】

「証券口座総合取引申込書」に捺印された印影

及び記載された住所、氏名等をもって、お届出印、住所、氏名等とします。

第6条【振替の申請】

1. お客さまは、証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
 - ③国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
 - ④一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - ⑤一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - ⑥投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑦投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑧投信の償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑨投信の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ 償還日の前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ニ 償還日の前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ホ 償還日
ヘ 償還日の翌営業日
 - ⑩振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの
2. 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行われるに当たっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、お届出印（又は署名）により記名捺印（又は署名）して提出ください。
 - ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき有価証券の銘柄及び金額又は数量
 - ②国債においては、お客さまの証券振替決済口座において減少の記載又は記録がされるべき種別

及び内訳区分、一般債及び投信については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③振替先口座及びその直近上位機関の名称

④振替先口座において、国債については増加の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、一般債及び投信については、お客様の振替決済口座において増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤振替を行う日

3. 前項第1号の金額又は数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、一般債においては各社債等の金額の整数倍、投信においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。

5. 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。

第7条【他の口座管理機関との振替】

1. 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当行は振替のお申出を受付けないことがあります。

当行に対して、振替の申請をされる時は、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名及び口座を開設している営業所、口座番号、口座名等、質権の設定の場合は加えて、国債の場合は保有欄か質権欄かの別、一般債及び投信の場合は保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。ただし、当行でお取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

3. 第1項により、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

4. 前項の手数料は、総合取引約款第5条第1項に規定するお客様の指定預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず、払戻しの上充当するものとします。

第8条【質権の設定】

お客様の有価証券について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理を行います。

第9条【みなし抹消申請又は抹消申請の委任】

振替決済口座に記載又は記録されている有価証券が償還又はお客様の請求により解約もしくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債及び投信においては当該有価証券につ

いて、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代って手続きさせていただきます。

第10条【償還金、解約金及び収益分配金及び利金の代理受領等】

振替決済口座に記載又は記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、解約金、収益分配金及び利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

1. 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうへ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。

2. 一般債においては、支払代理人が発行者から受領してから、株式会社三井住友銀行が当行に代ってこれを受取り、当行が株式会社三井住友銀行からお客様に代ってこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。

3. 投信においては、当行がお客様に代って当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。

第11条【お客様への連絡事項】

1. 当行は、有価証券について、次の事項をお客様に通知します。

①最終償還期限（償還期限がある場合に限り。）

②残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2. 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上行います。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

第12条【口座管理料】

1. 当行は、お客様が口座を開設されたときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2. 当行は、前項の場合、買取り代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、国債の償還金、利子又は買取り代金等、一般債の償還金または利金、投信の償還金、解約金、収益の分配金の支払いの請求には応じないことがあります。

第13条【当行の連帯保証債務】

振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証します。

① 有価証券（分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます。）の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の金額又は数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金等、収益の分配金及び利金の支払

累積投資約款

いをする義務

- ② 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残高より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元本の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

- ③ その他、振替機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第14条【振替機関において取扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知】

1. 当行は、振替機関において取扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取扱いません。
2. 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第15条【解約等】

この契約は、総合取引約款第14条第1項又は第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。

第16条【緊急措置】

法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第17条【その他】

この規定に別段の定めがないときは、総合取引約款及び同約款第2条各号に定める約款・規定によるものとします。

以上
平成28年1月

第1条【約款の趣旨】

1. この約款は、株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）が取扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。当行は、この約款に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当行が別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（つみたてNISA約款）」に基づき、お客さまがつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。
2. 本約款に定めのない事項については、総合取引約款及び同約款第2条各号に定める約款・規定によるものとします。
2. 当行は、相当の理由があるときはお客さまとの契約の締結をお断りすることがあります。

第2条【累積投資取引】

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座（投資信託総合取引約款第5条第1項により指定いただいた口座をいいます。以下同じ。）から引落した金銭、又は投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載又は記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として、同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。

なお、累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別してお預かりする口座を「累積投資口座」といいます。

第3条【契約の申込み】

1. お客さまが、累積投資取引を開始されるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名捺印し、これを当行に提出いただくことにより契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。
2. 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客さまの「累積投資口座」を開設します。
3. 当行は、お客さまの「累積投資口座」でお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

第4条【個別の累積投資取引の申込み】

1. お客さまは、個別の投資信託について累積投資取引を開始するときは、前条第1項による契約を締結した上で、当行所定の申込書に累積投資取引の指定を行い、その他必要事項を記入の上、署名捺印（お届出印によります。）し、これを当行のお取引店に提出することによって申込みのものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。
2. 累積投資取引のうち投資信託の定時定額買付取引の申込方法等については「定時定額買付サービス規定」によるものとします。

第5条【個別投資信託の最低購入単位】

この契約に係る投資信託の買付は（第8条に定める収益分配金の再投資に係る買付を除きます。）、当行所定の最低購入単位を購入単位とする金額指定の方法により行うものとします。

第6条【買付の時期及び価額】

1. 当行は、お客さまから、この契約に係る投資信

託買付の申込みがあったときは、総合取引約款その他の約款・規定、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、遅滞なく当該投資信託の買付を行います。

2. 前項による投資信託の買付は、お客さまの指示により、指定預金口座から引落された金額から、所定の手数料及び税金等を差引いた金額により行うものとします。
3. 前二項による投資信託の買付価額は、原則として買付約定日の基準価額とします。
4. 買付けられた投資信託の所有権並びにその収益分配金又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものとします。

第7条【振替決済口座への記載又は記録】

1. この契約に係る投資信託は、振替決済口座への記載又は記録して管理します。
2. 当行は、当該管理に係る口座管理料を申受けることがあります。

第8条【収益分配金の再投資】

1. 振替決済口座に記載又は記録されているこの契約に係る投資信託の収益分配金は、お客さまに代って当行が受領の上、その全額から税金等を差引いた金額を当該お客さまの累積投資口座に繰入れ、当該投資信託に係る目論見書の定めに従い、当該投資信託の買付を行います。
2. 前項の買付価額は、原則として決算日の基準価額とします。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。
3. お客さまは第1項の買付の中止を、当行所定の書面に必要事項を記入の上、署名捺印し、当行に提出いただくことにより申出ることができるものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金されます。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を中止することはできません。

第9条【換金方法、時期及び価額】

1. 当行は、この契約に係る投資信託について、お客さまから換金の申込みを受けたときは、総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、当該投資信託の換金を行います。この場合の換金価額は、当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額とします。
2. 前項による換金により、当行がお客さまに代って受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に解約口数を乗じた金額）については、当該解約代金から、当該解約に係る費用等（解約に係る手数料がかかる場合は当該手数料及びそれに伴う消費税、解約に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客さまの指定預金口座に入金します。
3. お客さまは、第1項の申込みを、当行所定の手続きによって行うものとします。

第10条【この契約の解約等】

1. この契約は、総合取引約款第14条第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合には解約されるものとします。
 - ①お客さまから本契約の解約のお申出があったとき
 - ②当行が、投資信託の累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③この契約に係る投資信託が償還されたとき
 - ④やむを得ない事由により、当行がこの契約の解約を申出たとき

2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なくお客さまの累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、振替決済口座に記載又は記録されているこの契約に係る投資信託については、お客さまの指示に従い（ただし、総合取引約款第14条第2項のいずれかに該当した場合は除きます。）お取扱いたします。

以上
平成29年10月

定時定額買付サービス規定

第1条【規定の趣旨】

1. この規定は、お客さまと株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引のうち、お客さまがあらかじめ指定された日に指定された金額で、特定の投資信託を定期的かつ継続的に買付ける定時定額買付取引を行うためのサービス（以下「本サービス」といいます。）を当行が行うことに関する契約について定めるものです。
2. この規定に別段の定めがないときは、総合取引約款及び同約款第2条各号に定める約款・規定、本サービスの対象となる投資信託の目論見書等によるものとします。
3. 当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客さまがつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款のほか本規定にも従います。

なお、お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」と本約款の内容が抵触する場合には、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の規定にしたがうものとします。
4. 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

第2条【本サービスの対象銘柄】

1. 本サービスによって買付ができる投資信託は、当行が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。
2. お客さまは、対象銘柄の中から買付を希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を1銘柄以上指定の上、本サービスを申込みものとします。

第3条【本サービスの申込み】

1. お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名捺印（お届出印によります。）し、これを当行のお取引店に提出することによって、本サービスを申込みものとします。
2. お申込みに当たって、お客さまは累積投資約款に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。

第4条【払込方法】

1. 当行は、指定銘柄の買付にあてるため、お客さまが申出た、各指定銘柄の1回当たりの買付金額（以下「振替金額」といいます。）を、毎月のお客さまが指定された日（以下「振替日」といいます。なお、振替日が銀行休業日の場合には、その翌営業日とします。）に、指定預金口座（総合取引約款第5条の規定により指定される預金口座をいいます。以下同じ。）から引落し、累積投資口座に入金の上、次条の規定に従い、指定銘柄の買付代金に充当します。
2. 前項の指定預金口座からの引落しに当たっては、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。

3. 各振替日の振替金額は、各指定銘柄につき、1回1,000円以上1,000円単位の金額とします。ただし、お客さまが当行の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替金額から、第5条第3項に規定する所定の購入時手数料及び消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額。第4項において同じ。）が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。
3. の2 ただし、お客さまは、毎年2月に限り、他の振替日より多い金額を振替金額とする月を定めることができるものとします。この場合、各指定銘柄につき、通常月の振替金額に10,000円以上1,000円単位の金額を加算した金額を振替金額（以下、「加算した振替金額」といいます。）とするものとします。ただし、お客さまが当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての、加算した振替金額に係る購入代価（加算した振替金額から、第5条第3項に規定する所定の購入時手数料及び消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は加算した振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような加算した振替金額の指定はできません。
4. 同一の指定銘柄について同一振替日の複数の指定はできません。
5. 「終了月指定方式」を選択した場合、「振替開始年月」及び「振替終了年月」をお客さまが指定することができます。
6. 「分配金受取型」を選択した場合、累積投資約款第8条3項に定める収益分配金再投資による買付の中止のお申出があったものとして取扱い、これ以降の収益分配金を指定口座に入金いたします。
7. 指定預金口座の残高が振替日において振替金額に満たない場合、当行は、お客さまに通知することなく、本サービスによる指定預金口座からの引落しを一切行いません。また、お客さまが複数の指定銘柄を買付の対象としている場合で、指定預金口座の残高が当該月の各指定銘柄の振替金額の合計額に満たない場合には、当行は、買付の対象となっている複数の指定銘柄すべてに関し、お客さまに通知することなく、引落しを一切行いません。なお、当行は、引落しを行わなかった振替日の属する月の翌月の振替日においては、当該月の振替金額に相当する金額のみ引落しを行い、これを指定銘柄の買付代金に充当するものとします。
8. 当行が前項に基づく取扱いをした場合、お客さまは、次条による指定銘柄の買付を行えなかったことにつき異議を述べることはできません。また、この取扱いにより、お客さまが何らかの損害を被ったとしても、当行は責任を負いません。

第5条【買付方法、時期及び価額】

1. 当行は、振替日において、振替金額全額を、お客さまの指定預金口座から引落し、累積投資口座に入金できた場合に限り、当該金額につき、原則、振替日の翌々営業日に指定銘柄の買付を行うものとします。

2. 当行は、累積投資口座への振替金額の受入れをもって、指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。
3. 指定銘柄の買付は、振替金額から所定の購入時手数料及び消費税等を差引いた金額により行うものとします。なお、各指定銘柄の買付価額は、各指定銘柄の目論見書に定める価額とします。
4. 第2項の規定にかかわらず、指定銘柄の買付申込みを投資信託委託会社が受けない場合又は受け付けを取消した場合には、買付は不成立となります。
5. 指定銘柄の買付に必要な購入時手数料及び消費税等は、振替金額の中から当行にお支払いいただくものとします。

第6条【投資信託の振替及び収益分配金の再投資】
投資信託の振替及び収益分配金の再投資は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」及び「累積投資約款」に基づき行うものとします。

第7条【申込内容の変更等】

お客さまは、当行所定の方法により、本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第8条【取引及び残高の通知】

1. 当行は、本サービスによるお客さまの取引明細及び残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。
 - ①取引の明細
当行は、取引の明細については、3か月ごと、期間中の銘柄毎の買付明細及び銘柄毎の買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。ただし、お客さまより取引の都度取引残高報告書を交付するよう請求があった場合には、取引の都度これを交付するものとします。
 - ②金銭及び残高明細
当行は、指定銘柄の買付預り金及び残高については、前号に定める取引残高報告書に記載してお客さまに通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、1年に1回以上お客さまに交付する取引残高報告書によりお客さまに通知します。

第9条【本サービスの停止】

当行は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ①投資信託委託会社が指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき
- ②災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを提供できないとき
- ③その他やむを得ない事情により、当行が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき

第10条【対象銘柄の除外】

対象銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができます。この場合、当行はお客さまに遅滞なく通知するものとします。

- ①当該銘柄が償還されることになったとき、もしくは償還されたとき
- ②その他当行が必要と認めるとき

第11条【この契約の解約等】

1. 本サービスに係る契約は、総合取引約款第14条第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。この場合、当行は、本サービスの解約日以降、毎月の振替日における振替金額の引落しを行いません。また、本サービスにより振替決済口座に記載又は記録されている指定銘柄については、お客さまの指示に基づき(ただし、

総合取引約款第14条第2項のいずれかに該当した場合を除きます。)取扱うものとします。

- ①お客さまが当行所定の方法により、本サービスに係る契約の解約を申出たとき
 - ②お客さまが「終了月指定方式」を指定された場合であって、「振替終了年月」の振替により指定銘柄の申込が成立したとき、又は「振替終了年月」の振替日に引落しができなかったとき
 - ③お客さまが指定預金口座を解約されたとき
 - ④お客さまが投資信託振替決済口座又は累積投資口座を解約されたとき
 - ⑤当行が本サービスを提供することができなくなったとき
 - ⑥前条の規定により、指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
 - ⑦やむをえない事由により当行が本サービスに係る契約の解約を申出たとき
2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(以下、「当該約款」といいます。)に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本サービスが終了するものとします。
- ①お客さまが当該約款第11条の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日
 - ②当該約款第6条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合
非課税口座が廃止される日
 - ③当該約款第5条の規定により累積投資勘定が廃止される場合
累積投資勘定が廃止される日

以 上
平成 29 年 12 月

特定口座規定

第1条【規定の趣旨】

1. この規定は、お客さま（個人のお客さま、かつ日本国内に居住のお客さまに限り。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）に関する事項及び当行とお客さまとの権利義務関係を明確にするために定めるものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託をいいます。
2. 前項のほか、お客さまが法第37条の11の6第1項の規定（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用を受けるために、当行において開設された特定口座（次条第4項に規定される特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限り。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、投資信託の収益分配金または公共債の利金に限り。以下同じ。）の受領（第37条の11の6第4項第1号に規定する上場株式等の配当等の受領の委託に関する契約をいいます。）に関する事項について、当行とお客さまとの権利義務関係を明確にすることも目的とします。
3. この規定に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、総合取引約款及び同約款第2条各号に定める約款・規定等に基づき取扱うものとします。

第2条【特定口座の開設等】

1. お客さまが当行に特定口座の開設を申込むに当たっては、当行所定の「特定口座開設届出書」（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出いただきます。その際、お客さまには運転免許証、戸籍抄本、印鑑登録証明書等、法に定める確認書類を提示いただき、氏名、生年月日及び住所及び個人番号等について確認させていただきます。
2. お客さまが当行に特定口座を開設されるに当たっては、あらかじめ当行に、証券振替決済口座を開設いただくことが必要です。
3. お客さまが当行で開設いただける特定口座は1口座のみとなります。
4. お客さまが特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について、源泉徴収の適用を希望される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をするときまでに、当行に「特定口座源泉徴収選択届出書」（法第37条の11の4第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出いただきます。
5. 前項の「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただいた場合、お客さまから特にお申出がない限り、その翌年以降に関しても、譲渡による所得について当該選択届出書の提出があったものとみなし、源泉徴収選択特定口座として取扱うものとします。
6. 前二項に基づき源泉徴収区分のうち源泉徴収の適用を選択された特定口座は、その年の最初の特

定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、同一年内に源泉徴収の適用に係る選択の変更はできません。また、お客さまが当行に対し、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」（法第37条の11の6第2項及び租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出されており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を、特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を、他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領することとされている場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後は当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収区分の変更（源泉徴収を希望しない旨）のお申出を行うことはできません。

7. 特定口座に係るお届出印は、総合取引約款第3条第4項に規定するお届出印と同一の印鑑とします。

第3条【源泉徴収選択口座内配当等の受入開始及び終了届出】

1. お客さまが、法第37条の11の6第1項の規定（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用を受けるためには、当行に前条の規定により特定口座を開設していただくとともに、同条4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
2. お客さまが、法第37条の11の6第1項の規定（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用を受けることをおやめになるには、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」（法第37条の11の6第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定するものをいいます。）を提出しなければなりません。ただし、お客さまが「特定口座廃止届出書」（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

第4条【特定保管勘定における振替口座簿への記載又は記録】

特定口座内保管上場株式等に関する特定口座の振替口座簿への記載又は記録については、他の取引に関する記録と区分するために、「特定保管勘定」（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第5条【特定上場株式配当等勘定における配当等の処理】

第3条第1項の規定に基づき、お客さまが特定口座源泉徴収選択口座において交付を受けられる上場株式等の配当等については、「特定上場株式配当等勘定」において処理します。

第6条【特定口座を通じた取引】

1. 特定口座を開設したお客さまが当行との間で行う上場株式等に関する取引に関しては、原則とし

て、特定口座を通じて行うものとします。

2. 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さま（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限り、）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限る。）の取引を非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。また、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき、つみたてNISAに係る非課税累積投資契約を締結されるお客さまについては、その契約締結の際に、収益分配金（お客さまが累積投資勘定で保有する投資信託の収益分配金に限り、）の再投資について、累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただきます。

第7条【特定口座に受入れる上場株式等の範囲等】

当行がお客さまの特定保管勘定において受入れる上場株式等は次の各号に定めるものとします。

- ①お客さまが特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得、または当行から取得した国内非上場公募投資信託（以下「投資信託」といいます。）又は国債、地方債、政府保証債（以下、「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの
- ②お客さまが当行以外の金融商品取引業者等（法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等をいいます。以下同じ。）に開設されているお客さまの特定口座において管理されている投資信託又は公共債の全部又は一部を、当行の定める方法で当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち、一部を移管する場合は除きます。以下同じ。）により受入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）
- ③ お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託又は公共債で、当該贈与者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託又は公共債、もしくは被相続人等が当行に開設していた、非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）、又は被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた投資信託又は公共債で、引続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、当行所定の方法により当行で開設されているお客さまの特定口座に移管（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合を除きます。）により受入れるもの
- ④お客さまが、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引続き記載又は記録がされている投資信託又は公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの
- ⑤お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録する方法により行うもの

- ⑥お客さまが当行に開設する非課税口座および未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを受管する場合は除きます。）
- ⑦その他法令に定めるもので、当行の所定の方法で手続きされるもの

第8条【源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲】

1. 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金及び公共債の利子で、同項その他の関係法令の規定に基づき、当行が所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載又は記録がされている投資信託又は公共債に係るものに限り、）のみを受入れます。
2. 当行が支払いの取扱いを行う前項の投資信託の収益分配金又は公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金又は公共債の利子をする者から受取った後、直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第9条【所得金額等の計算】

当行は、特定保管勘定で管理される上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算は、法並びにその他関係法令の規定に基づき行います。

第10条【譲渡の方法】

特定保管勘定において記載又は記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法（買取請求）又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。

第11条【源泉徴収等】

1. お客さまより第2条4項に基づき「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただいた場合及び第3条1項に基づき「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出いただいた場合には、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、特定口座内に保管する上場株式等の所得について所得税及び復興特別所得税・住民税の源泉徴収及び特別徴収・還付を行います。
2. 源泉徴収及び特別徴収・還付については、指定預金口座（総合取引約款第5条の規定により指定される預金口座をいいます。以下同じ。）からの引落とし、又は指定預金口座への入金により行います。指定預金口座からの引落としの際には、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出は不要とします。

第12条【特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知】

お客さまが特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行われる場合には、当行は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第10項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

第13条【上場株式等の移管】

当行は、お客さまから第7条第2号、第4号及び第6号に定める移管並びに当行の特定口座から他の金融商品取引業者等の特定口座への投資信託又は公共債の移管のお申出があった場合は、施行令の定めに基づき行います。

第 14 条【贈与、相続又は遺贈による上場株式等の受入れ】

当行は、第 7 条第 3 号に規定する特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めに基づき行います。

第 15 条【特定口座年間取引報告書の送付】

1. 当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に基づき、特定口座年間取引報告書を作成し、当該年の翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。ただし、第 18 条に基づき特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。
2. 当行は特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通はお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署長に提出します。
3. 前二項にかかわらず、お客さまの特定口座において投資信託若しくは公共債の譲渡又は投資信託の収益分配金若しくは公共債の利子の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客さまからの請求がない場合には、当行はお客さまに交付しないことができますこととします。

第 16 条【届出事項の変更等】

1. 第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのお届出印、氏名、住所等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を記載した特定口座諸変更届出書を当行に提出いただくこととします。なお、その変更がお名前又は住所に係るものであるときは、施行令第 25 条の 10 の 4 第 1 項に定める確認書類で確認させていただきます。
2. お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合は、その年の最初に特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき又はその年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して特定口座諸変更届出書を提出いただくこととします。
3. 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座諸変更届出書を当行に提出いただくこととします。

第 17 条【免責事項】

お客さまが第 16 条の届出事項の変更を怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 18 条【特定口座の廃止】

1. この契約は、総合取引約款第 14 条第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。
 - ①お客さまの特定口座に関し、当行所定の「特定口座廃止届出書」が提出されたとき
ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたも

のとみなします。

- ②お客さまの特定口座に関し、当行所定の「特定口座開設者死亡届出書」が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了したとき
 - ③お客さまが出国（所得税法に定めるものをいいます。）により、日本に居住せず、又は国内に恒久的施設を有しなくなったとき
この場合、施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。
 - ④その他やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
2. 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第 3 条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例は適用されません。

第 19 条【出国口座等】

1. 前条第 1 項第 3 号に該当することとなるお客さまは、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載又は記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
2. 前項に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出していただく必要があります。

以 上
平成 29 年 10 月

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 に関する約款

第1条【約款の趣旨】

1. この約款は、お客さま（第2条第7項の要件を満たす個人のお客さまに限ります。以下同じ。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等（法第37条の14第1項各号に定められた株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社関西アーバン銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号および第4号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「累積投資約款」「定時定額買付サービス規定」を締結いただくことが必要です。
3. お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、法その他の法令及びこの約款に定めがある場合を除き、総合取引約款及び同約款第2条各号に定める約款・規定等によるものとします。この約款と、当行の「累積投資約款」「定時定額買付サービス規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条【非課税口座開設届出書等の提出】

1. お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申込みされる際には、法第37条の14第5項第1号及び第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項を記載の上、署名捺印し、それに当行の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ（2）（非課税管理勘定にかかる期間）およびロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出してください。
なお、当行は税務署にお客さまの非課税適用確認書交付申請に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）」を受領したときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行で保管します。
2. お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への

- 記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
3. お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
 4. 前三項の手続の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
 5. 第1項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年の10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。なお、「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、又は各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの当行が定める日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます（「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。）。
 6. 第2項又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨

の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7. 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。
8. 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

第3条【非課税管理勘定の設定】

1. お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」又は「廃止通知書」に記載の、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
2. 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。
3. すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書交付申請書その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
4. 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日、第2項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定を設けることができる旨の通知を、当該非課税管理勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2【累積投資勘定の設定】

1. お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載の、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
2. 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は

累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。

3. 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
4. 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日、第2項による場合で当行が税務署より累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該累積投資勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条【非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理】

1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
2. 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条【金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止】

1. お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第14項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受領することができません。
2. 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受領した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受領したときに廃止されます。
3. 金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項及び第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
4. 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受領した場合、当行はお客さまに対し、勘定廃止通知書を交付します。

第6条【非課税口座廃止届出書の提出】

1. お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）

を提出してください。

2. 当行が非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受入れられていた上場株式等については、特例の適用を受けることはできません。
3. 当行が非課税口座廃止届出書の提出を1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行は、お客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条【非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲】

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受入れます。
 - イ お客さまが、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税口座に受入れるもの
 - ロ 他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）
 - ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
 - ③ 非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録する方法により行うもの
2. 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受入れないことがあります。

第7条の2【累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」「定時定額買付サービス規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資

信託（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、）のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
 - ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録する方法により行うもの
2. お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14又は施行令第25条の13第13項の要件を満たさなくなり、又は内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「累積投資約款」「定時定額買付サービス規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条【譲渡等の方法】

非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法（買取請求）、又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行います。

第9条【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、第7条第1項第3号又は第7条の2第1項第2号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知します。

第10条【非課税管理勘定終了時の取扱い】

1. 本約款に基づき非課税口座に設けられた非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に終了します。
2. 前項にかかわらず、第5条第2項又は第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場

合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3. 前二項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①お客さまから当行に対して第7条第1項第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②お客さまが当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設している場合で、お客さまから当行に対して施行令第25の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第10条の2【累積投資勘定終了時の取扱い】

1. 本約款に基づき非課税口座に設けられた累積投資勘定は、当該非累積投資勘定を設けた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。

2. 前項にかかわらず、第5条第2項又は第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3. 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①お客さまが当行に特定口座を開設していない場合又は特定口座を開設している場合で、お客さまから当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第11条【累積投資勘定を設定した場合の所在地確認】

1. 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。

①当行がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

2. 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった

た場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条の2【非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き】

1. お客さまが当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2. お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受受することができません）。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第21項の規定を適用します。

第12条【非課税口座取引である旨の明示】

1. お客さまが非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得をした株式投資信託を、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税管理勘定に受入れようとする場合には当該取得に係る申込みを行う際に、非課税累積投資契約に基づき、累積投資勘定に受け入れようとする場合は当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座に受入れさせていただきます（特定口座への受入れは、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限りです。）。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2. 前項に基づいてお客さまが非課税口座受入れを明示された場合であっても、受入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の株式投資信託について、非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限りです。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分の上場株式等については、特定口座又は一般口座に受入れさせていただきます。

3. お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡等するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡等するときには、原則として先に取得したものを譲渡等することとさせていただきます。

第13条【課税口座年間取引報告書の送付】

当行は、法第37条の14第26項及び施行令第25条の13の7の規定により非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに税務署に提出します。

第14条【届出事項の変更】

1. 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後に、当行に届出された氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。）により当行に届出するものとします。また、その変更が氏名又は住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。
2. 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出するものとします。

第13条【契約の解除】

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されます。

- ①お客さまから第6条第1項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日
- ②お客さまから施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき 出国日
- ③非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 施行令第25条の13の4第2項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日
- ⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき 当行が定める日

以上
平成30年11月

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

（約款の趣旨）

1. 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客さま」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社関西アーバン銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. 当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
3. お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

（未成年者口座開設届出書等の提出）

1. 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
2. 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成

年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。

- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年 1 月 1 日において 19 歳である年の 9 月 30 日までに提出がされたものに限り、お客さまが 1 月 1 日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

- 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等に掲げるものをいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成 28 年から平成 35 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、

当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成 36 年から平成 40 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

第 4 条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第 5 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当行当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- ② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

- ① お客さまが当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又

は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口

座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

- 第 11 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第 3 章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

- 第 12 条 課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座又は預金口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

- 第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

- 第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社に対して譲渡する方法、又は租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

- 第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価

の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第 16 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

- ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

- 第 17 条 第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- 第 18 条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株

式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第19条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第20条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客さま名義の預金口座からの入金
- ② 現金での入金(依頼人がお客さま又はお客さまの法定代理人である場合に限りします。)
- 2 お客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客さま名義の当行預金口座への出金
 - ② 現金での引出(窓口で行うものに限りします。)
 - ③ お客さま名義の当行投資信託口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さま又はお客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

- 第21条 お客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
 - 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
 - 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。
 - 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行って

る場合において、お客さまが20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第22条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第23条 お客さまが15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第24条 お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- 2 お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第25条 基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

- 第26条 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限りします。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日
- ⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日

(合意管轄)

第 28 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 29 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。

平成 29 年 10 月

株式会社 関西アーバン銀行

当行とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。